

令和7年7月25日 14時00分

近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

業者名: ① 株式会社トーワ技研工業
② 株式会社東技コーポレーション

期間: ① 令和7年7月25日から令和7年10月24日まで(3ヶ月)
② 令和7年7月25日から令和7年12月24日まで(5ヶ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

別紙のとおり

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契 約 課 長 やなぎはら ひろあき 柳 原 宏 明 (内線 2511)

建 設 専 門 官 はやかわ たかし 早 川 健 (内線 2512)

令和7年7月25日
近畿地方整備局

株式会社トーワ技研工業に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社トーワ技研工業は、令和7年3月31日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。

(1)株式会社トーワ技研工業は、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。

(2)株式会社トーワ技研工業は、大阪市発注のA工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。

また、大阪市発注のB工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。さらに、B工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたC氏を専任の主任技術者として配置するなど適格な主任技術者を配置しないなど(また、C氏は工期の後半には他の工事現場の現場代理人でもあった)、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。以上のことが建設業法第28条第3項に該当するとして、大阪府より22日間の営業停止処分を受けた。

2. 指名停止措置理由

株式会社トーワ技研工業が建設業法の規定により監督処分(指示処分及び22日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社トーワ技研工業

大阪府大阪市淀川区宮原1-18-20

代表取締役 千神 展久

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年7月25日から令和7年10月24日まで(3ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。

令和7年7月25日

近畿地方整備局

株式会社東技コーポレーションに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社東技コーポレーションは、令和7年4月1日付けで、建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。

(1)株式会社東技コーポレーションは、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置した。

また、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社に雇用されて他の工事現場の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載をした。

以上のことが建設業法第28条第1項柱書及び第2号に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。

(2)株式会社東技コーポレーションは、大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を建築工事業の資格なく左官工事等の資格で専任の主任技術者として配置する(加えて同氏は他社の現場代理人となっている。)など適格な主任技術者を配置せず、同法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。

また、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、株式会社トーフ技研工業から請け負った本件工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して株式会社ケイテックに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載するべきではないところ、「工事経歴書」に、当該工事を施工したとして当該工事の金額が建築一式工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪市に提出し、大阪市がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。

以上のことが建設業法第28条第3項に該当するとして、大阪府より25日間の営業停止処分を受けた。

2. 指名停止措置理由

株式会社東技コーポレーションが、建設業法の規定により監督処分(指示処分及び25日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止5ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社東技コーポレーション

大阪府大阪市淀川区宮原1丁目19番23号スタジオ新御堂813号

代表取締役 谷川 英司

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年7月25日から令和7年12月24日まで(5ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。))。